

## 札幌市における「宿泊税の考え方」について 皆さまからご意見を募集します

令和6年（2024年）7月 札幌市

### ～パブリックコメントの実施～

#### 募集期間

令和6年（2024年）7月22日（月）から  
令和6年（2024年）8月20日（火）まで【必着】

札幌市における「宿泊税の考え方」をまとめましたので、この考え方に対するご意見を募集します。

今後、いただいたご意見を考慮して宿泊税条例案を作成し、札幌市議会に提出する予定です。

ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

#### 目次

- ・ ご意見募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- ・ 宿泊税とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- ・ なぜ宿泊税が必要なのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- ・ 宿泊税制度の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- ・ 宿泊税の税収見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- ・ 宿泊税の使途の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- ・ 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ
- ・ ご意見記入シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

# ご意見募集要項

## 1 ご意見募集期間

令和6年（2024年）7月22日（月）から8月20日（火）まで【必着】

## 2 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ・札幌市役所本庁舎15階 経済観光局観光・MICE推進部 観光・MICE推進課
- ・各区役所 市民部 総務企画課（広聴係）
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

## 3 ご意見の提出方法

### (1) 郵送・持参・ファクスの場合

12ページの「ご意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入の上、下記4まで提出してください。

※持参の場合は月曜日～金曜日（祝日除く。）の8時45分から17時15分までの間にお持ちください。

### (2) 電子メールの場合

件名を『札幌市における「宿泊税の考え方」について』とし、本文に「お名前、ご年齢、ご住所、ご意見」を記入し、下記4の電子メールアドレスへ送信してください。

※電子メールの場合、コンピュータウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。

### (3) ホームページの「ご意見入力フォーム」から送信する場合

以下のURL又は右のQRコード\*からページを開き、必要事項を入力し送信してください。

#### 【URL】

[https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/shukuhakuzei/public\\_comment\\_form.html](https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/shukuhakuzei/public_comment_form.html)

#### 【QRコード】



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### 【留意事項】

- ・お電話、口頭によるご意見の受付や個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所、ご年齢をご記入ください（ご意見の概要を公表する際には、お名前、ご住所、ご年齢は公開いたしません。）。
- ・いただいた個人情報は、ご意見のとりまとめ以外の目的で用いることはありません。

## 4 ご意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市 経済観光局 観光・MICE推進部 観光・MICE推進課  
住所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階  
ファクス：218-5129 電子メール：kanko@city.sapporo.jp

## 宿泊税とは

宿泊税は、札幌市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税する法定外目的税<sup>注1</sup>です。

観光振興等に充てる財源として複数の自治体で導入されており、北海道内では令和元年11月に倶知安町で導入され、令和6年11月にはニセコ町でも導入されます。

北海道内では、北海道のほか札幌市以外にも10以上の市町村において、また、道外でも宮城県、仙台市、千葉県、松江市、熊本市、沖縄県など多数の自治体において導入の検討が進められています。

### 【宿泊税導入自治体 令和6年（2024年）6月末時点】

都道府県：東京都、大阪府、福岡県

市町村：京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市

## なぜ宿泊税が必要なのか

### ○観光振興の必要性

観光は、運輸業や宿泊業、旅行業に加えて、市内に多い飲食業や小売業など様々な業種と関連する、すそ野が広い産業であり、市内での観光消費は地域経済全体に高い経済効果をもたらします。多くの雇用を生み出し、市民の暮らしを支えるとともに、地域に賑わいを創出します。これにより、更なる税収増の好循環につながっていきます。

近年では、訪日外国人観光客の大幅な増加を背景に、観光GDP<sup>注2</sup>は市内総生産を上回る伸び率で拡大し、札幌の経済成長をけん引してきました。今後も、札幌・北海道の魅力を生かし、成長が見込まれる国際観光需要を取り込むことにより、更なる成長が期待できます。

### 市内総生産と観光GDP

	平成22年度 (2010年度)	平成26年度 (2014年度)	平成30年度 (2018年度)	平成22-平成30年度 増減率
市内総生産(名目、億円)	63,136	65,823	70,531	11.7%
観光GDP(名目、億円)	2,459	3,027	4,161	69.2%

<資料>第2次札幌市観光まちづくりプラン

注1 法定外目的税：地方税法に定める「法定税」以外に、自治体の条例により新設する税目のこと。  
使い道があらかじめ定められ、特定の目的のために課税される。

注2 観光GDP：国内で生産した観光関連産業の付加価値額のこと。

-宿泊税検討の背景-

コロナ禍前の平成 30 年度（2018 年度）の市内の総観光消費額は 5,780 億円でしたが、これは札幌市民 1 人当たりの年間消費額（121 万円）の約 48 万人分（そのうち、訪日外国人観光客の総観光消費額は 2,871 億円で市民 24 万人分）に相当し、市内消費に大きく貢献しています。

これまで増加の一途をたどってきた本市の人口も減少局面を迎え、市内消費の減少が懸念される中にあるのは、国内外から人を呼び込み消費を獲得できる観光の重要性は、これまで以上に高まります。

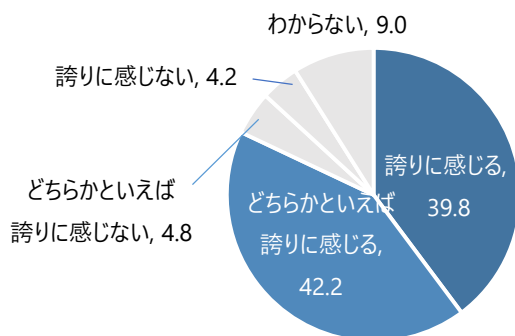
こうした背景を踏まえ、今年 3 月に策定した「第 2 次札幌市観光まちづくりプラン」においても、令和 14 年度（2032 年度）の総観光消費額 1 兆円という目標を掲げ、各種の観光振興施策を実施するとともに、持続的に札幌の観光を発展させていくための体制整備や財源の確保に向けた具体的な検討を進めることとしております。

また、全国各地で宿泊税が導入され様々な投資が行われるなど、都市間競争が激化していく中で、今後も札幌市が観光地として選ばれ続けていくためには、魅力的な観光都市であるための観光施設のリニューアルなど観光資源の磨き上げと付加価値の向上、快適に過ごしていただくための受入環境の整備とおもてなしの向上、オーバーツーリズム対策を始めとした持続可能な観光地経営の推進などに取り組む必要があり、集中的・継続的な観光分野への投資が必須です。

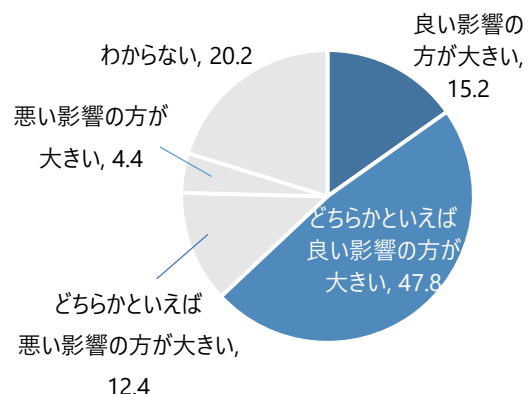
一方で、札幌市が観光に関する各種施策を推進するに当たっては、市民の観光に関する理解や満足度の向上が不可欠であり、継続的に市民の観光に対する受け止め方を把握し、観光施策に反映させていきます。

<参考>

Q あなたは、札幌が観光地として評価されることを誇りに感じますか。次の中から 1 つお選びください。(%)



Q 札幌に多くの観光客が訪れることは、あなたにとって良い影響と悪い影響のどちらが大きいですか。(%)



<資料>第 2 次札幌市観光まちづくりプラン

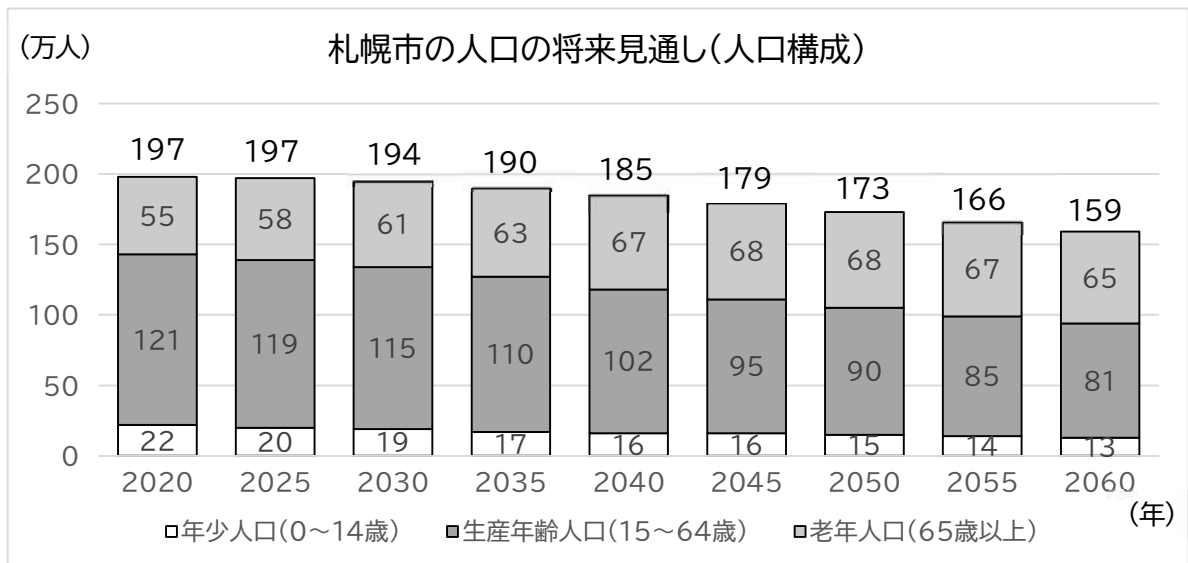
-宿泊税検討の背景-

### ○観光振興のための新たな財源の必要性

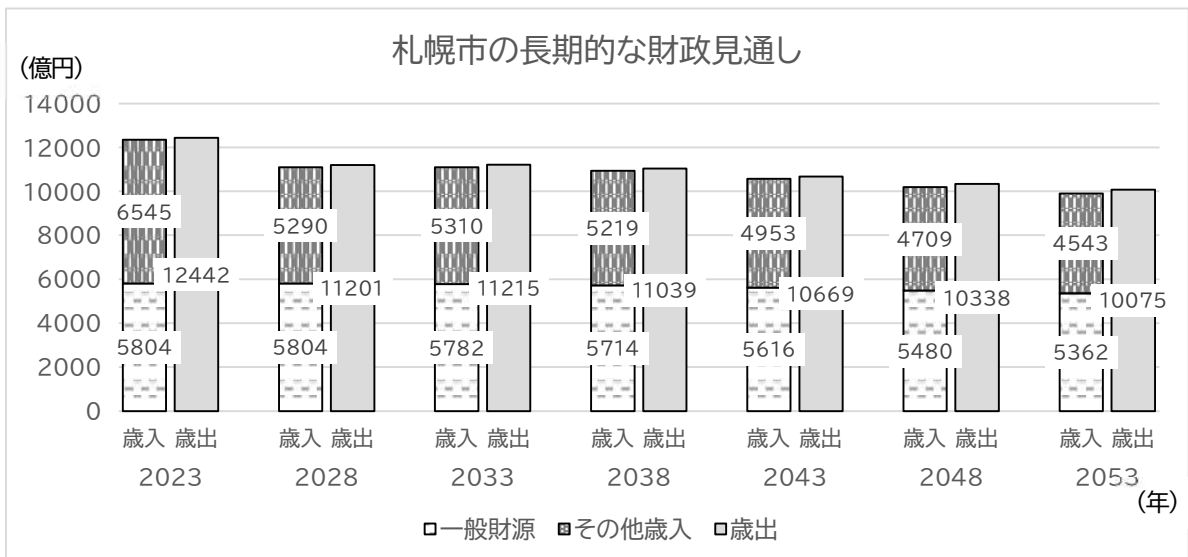
札幌市の人口はこれまで増加を続けてきましたが、少子高齢化や人口減少が急速に進む社会構造の変化の中、現在の197万人をピークに減少局面に入ってきています。

特に生産年齢人口の減少が顕著となり、2025年の119万人が2045年には95万人と、今後20年で24万人の減少が見込まれています。

また、人口減少が進むことで、札幌市の税収も減少していくことが想定されており、税収等の一般財源は、15年後には約90億円、30年後には約440億円の減少が見込まれています。



<資料>総務省「国勢調査」、札幌市



<資料>札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023

### -宿泊税検討の背景-

一方、歳出面では、子ども・子育て支援や経済の活性化といった喫緊の課題への対応に加え、社会保障費の増加、老朽化した公共施設の更新費用の増加など、財政運営は厳しい状況になっていくことが見込まれています。

こうしたことから、札幌市が継続的に観光振興に取り組んでいく上では、中長期的な視点から安定的な財源を新たに確保することが必要であり、その財源の在り方としては、市民からの税金だけを原資とするのではなく、行政サービスの受益に応じた負担を求めるといった観点が重要です。

### ○札幌市観光振興に係る新たな財源に関する検討経緯

#### 【宿泊税の検討経緯】

時期	動き
令和元年9月	「札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議」(附属機関)を設置
12月	調査検討会議から、新たな財源の在り方について「 <b>宿泊税が妥当</b> 」と答申
令和2年2月	令和2年第1回定例会市議会において、 <b>市長が宿泊税の導入を表明</b>
	「 <b>新型コロナウイルス感染症拡大により検討中断</b> 」
令和4年7月	「次期札幌市観光まちづくりプラン検討委員会」(附属機関)を設置
令和5年5月	検討委員会から、「 <b>魅力ある観光地として国内外から高く評価され続けるよう、取組をより一層発展させていくための安定的な財源の確保のため、受益に応じた負担を求める観点から、宿泊税導入に向けた検討</b> 」を進めるべきと答申
6月	令和5年第2回定例会市議会において、 <b>市長が宿泊税の検討再開を表明</b>
7~8月	宿泊事業者団体のヒアリング、宿泊事業者アンケートの実施
11月8日	宿泊事業者団体、観光協会(計6団体)の会長、副会長等に宿泊税に関する検討状況について説明
11月~	宿泊事業者団体等に対し、宿泊税に関する説明会や理事会等における意見交換を計10回実施

## 宿泊税制度の考え方

### ○納税義務者及び税率

宿泊税の納税義務者は「宿泊者」とし、札幌市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に課税します。

税率は、来訪者がより快適に過ごせるための受入環境整備や持続可能な観光地経営の推進など、今後求められる新たな課題への対応のため、取り組むべき事柄を勘案し、1人1泊当たりの宿泊料金<sup>注3</sup>に応じて、次の区分で設定しました。

なお、北海道が宿泊税を導入した場合には、北海道の税率が上乘せされます。

【札幌市】		【北海道(参考)】		
宿泊料金	市税	道税 <sup>※</sup>	市・道総額	備考
5万円未満 (宿泊者数の99.8%)	200円	100円	300円	宿泊料金 2万円未満
		200円	400円	宿泊料金 2万円以上5万円未満
5万円以上 (宿泊者数の0.2%)	500円	500円	1,000円	

※北海道「観光振興を目的とした新税の考え方」を  
基に記載

#### 【札幌市の税率を設定するに当たり重視した点】

##### ① 納税していただく宿泊者にとっての分かりやすさ

現在の札幌市内のほぼ全ての宿泊者が5万円未満の宿泊料金であり、税額として1人1泊につき200円という設定としました。

なお、宿泊料金5万円以上の場合は、今後進出が予定される4つ星や5つ星のハイグレードホテルでの宿泊を想定し、先行する他自治体の状況も踏まえ、応分の負担を求めるとし、1人1泊につき500円と設定しました。

##### ② 実際の徴収をお願いする宿泊事業者の事務負担の軽減

5万円以上の料金の宿泊客は、現状においては0.2%であることから、一律での設定と比較して多大な事務負担をお願いするものではないと考え、京都市の事例なども参考に段階を設定しました。

注3 宿泊料金：宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊費に食事代が含まれている場合は食事料金に相当する金額を除いた金額が宿泊料金となる。



-宿泊税の制度（案）-

○その他の主な制度内容

・徴収方法

宿泊施設の事業者が宿泊者から宿泊税を徴収し、札幌市へ納入していただきます。これを特別徴収といいます。

⇒ 宿泊税は、宿泊施設の宿泊者が納税義務者となることから、宿泊施設の事業者が宿泊料金と宿泊税を併せて徴収することが、徴収の実効性確保や効率性の観点で、最も適した徴収方法です。

・特別徴収義務者

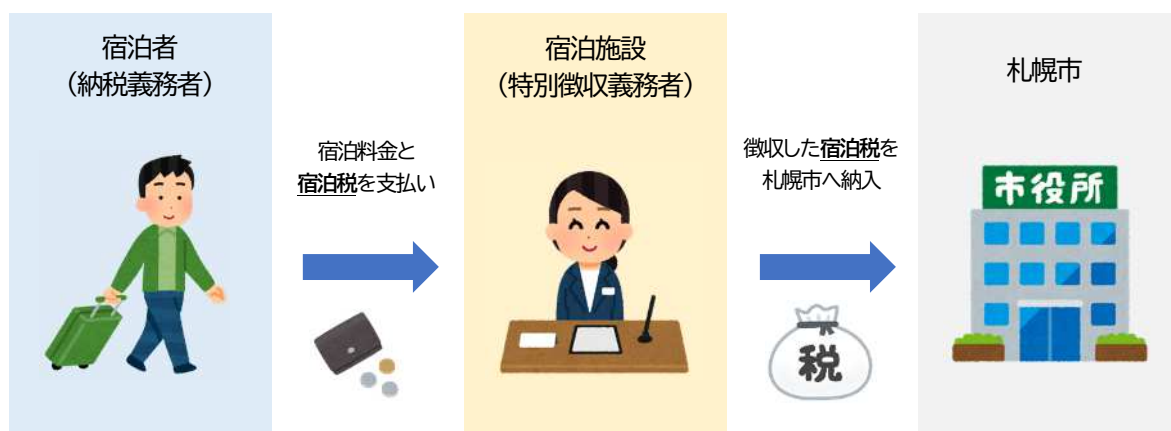
旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル、簡易宿所の経営者

住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）の経営者

⇒ 宿泊行為に対して課税する税金であるため、宿泊施設となる旅館・ホテル、簡易宿所及び民泊の経営者を特別徴収義務者とします。

特別徴収義務者の住所等が札幌市内にない場合には、宿泊税の納入に関する事務を処理させる納税管理人を設定していただきます。

【宿泊税特別徴収のイメージ】



・特別徴収義務者への報奨金（交付金）

宿泊税の特別徴収事務に対する経費の一部を支援するため、報奨金（交付金）の制度を設ける予定です。

⇒ 特別徴収義務者の宿泊税徴収に関する事務経費の一部を支援するため、宿泊税先行導入自治体の取扱いを参考に、宿泊税納入額に一定の割合を乗じた金額を特別徴収義務者へ交付する制度を設ける予定です。



【特別徴収義務者への報奨金(交付金) 先行導入自治体の一例】

自治体	名称	内容
京都市	宿泊税特別徴収事務補助金	期限内に申告及び納入された宿泊税額の合計額の2.5%※を交付 ※導入から5年間は特例措置として0.5%上乗せされ、3.0%
福岡市 北九州市	宿泊税報償金	期限内に申告及び納入された宿泊税額の合計額の2.5%※を交付 ※導入から5年間は、特例措置として0.5%上乗せされ3.0%となり、交付対象期間におけるすべての申告を電子申告で行い、かつ、期限内に納入した場合はさらに0.5%上乗せされ、3.5%

・免税点<sup>注4</sup>

設けません。

⇒ 宿泊料金が低廉な場合であっても、宿泊者は一定程度の行政サービスを享受すること、また、税の公平性の観点から広く負担を求めることが望ましいため、免税点は設けません。

・課税免除

修学旅行等での宿泊は課税を免除します。

⇒ 教育課程の一環として実施される修学旅行その他学校行事は公益性が高いと認められることから、課税を免除することとします。

免除の対象者は、修学旅行等の学校行事に参加する者及びその引率者を想定しております。

・減免

災害などにより、宿泊者（納税義務者）に対する宿泊税の減免が必要となる場面が想定されるため、減免規定を設けます。

⇒ 災害などの避難のため一定期間宿泊施設に宿泊する場合や、道路寸断などにより予定外の宿泊を強いられる場合など、宿泊税の減免が必要となる場面が想定されるため、減免の規定を設けます。

注4 免税点：宿泊料金が一定金額以下のときには課税しないこととする場合の、その一定金額のこと。

-宿泊税の制度（案）、宿泊税の税込-

・特別徴収義務者に対する申告納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合の納入義務の免除等の制度を設けます。

⇒ 特別徴収義務者は、旅行代理店等の破産や代表者の死亡、失踪等により、宿泊税を徴収することが不可能となる場合や天災や火災、盗難等により宿泊税額を亡失する場合も考えられます。宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなったこと又は徴収した宿泊税額を失ったことについて、その理由が特別徴収義務者の責めに帰すべき事由でない場合には、特別徴収義務者の申告納入義務を免除することが適当であると考えられます。

・特別徴収義務者に対する罰則規定

宿泊税の適正公平な課税の実効性を高めるため、特別徴収義務者に対し罰則規定を設ける予定です。

⇒ 特別徴収義務者には、宿泊税に係る帳簿の記載や保存の義務を設ける予定であり、当該義務に違反した場合の罰則規定を設ける予定です。罰則の内容は、宿泊税を既に導入している他の自治体の条例を参考に検討を進め、関係機関との協議を経て決定します。

・北海道の宿泊税

北海道も宿泊税を導入した場合、札幌市が北海道分もまとめて徴収する予定です。

⇒ 特別徴収義務者の事務負担を軽減するため、札幌市・北海道の宿泊税をまとめて札幌市に申告・納入する取扱いとする予定です。

この場合、札幌市に納入された北海道の宿泊税は、札幌市から北海道に払い込みます。

・制度の見直し

宿泊税条例の施行後、5年ごとに見直しを行います。

⇒ 条例の施行状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、5年ごとに見直し・検討を実施し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

## 宿泊税の税込見込み

コロナ禍前の平成30年度（2018年度）の札幌市の延べ宿泊者数（約1,374万人）で算出すると年間約27.5億円の税込となる見込みです。

延べ宿泊者数		宿泊料金帯別割合		税額		単年度税込額
約1,374万人	×	(5万円未満) 99.8%	×	200円	=	約27.5億円
	×	(5万円以上) 0.2%	×	500円		

## 宿泊税の使途の考え方

観光を取り巻く状況が絶えず変化していくことを踏まえ、宿泊税の使途については、次の分野を中心に既存事業の拡充や新たな事業を構築することで、来訪者の満足度向上と観光業の持続的な発展を目指します。

### 【事業イメージ】

#### ○ 来訪者がより快適に過ごせるための、受入環境の整備とおもてなしの向上

・宿泊施設や公共交通のバリアフリー化  
(スロープ設置、地下鉄駅のエレベーター設置など)



・観光施設・宿泊施設の受入環境整備支援  
(多言語対応促進、無料Wi-Fi整備など)



・二次交通の課題解決に向けた取組  
(キャッシュレス化の推進など)



・観光バス対策  
(待機場確保など)



・観光案内機能の充実  
(観光案内サイン充実、観光案内所運営など)



#### ○ 来訪者にとってより魅力的な観光都市であるための、観光資源の磨き上げと付加価値の向上

・観光コンテンツの高付加価値化支援  
(多様なツーリズムの促進など)



・都市型スノーリゾートの推進  
(スキー場の魅力向上、冬季コンテンツ充実など)



・定山溪地区の魅力アップ  
(アクティビティ充実、周辺環境整備など)



・アドベンチャーツーリズムの推進  
(ガイド育成、ツアー造成など)



・持続可能な雪まつりの運営  
(環境に配慮した会場づくりなど)



・新たな観光コンテンツづくり  
(新たな体験プログラム、ツアー造成など)



#### ○ 持続可能な観光地経営の推進

・オーバーツーリズム対策、宿泊業界の人材育成・確保、DX推進、DMO検討、省力化、環境配慮、省エネ化



・観光関連施設の災害対策支援

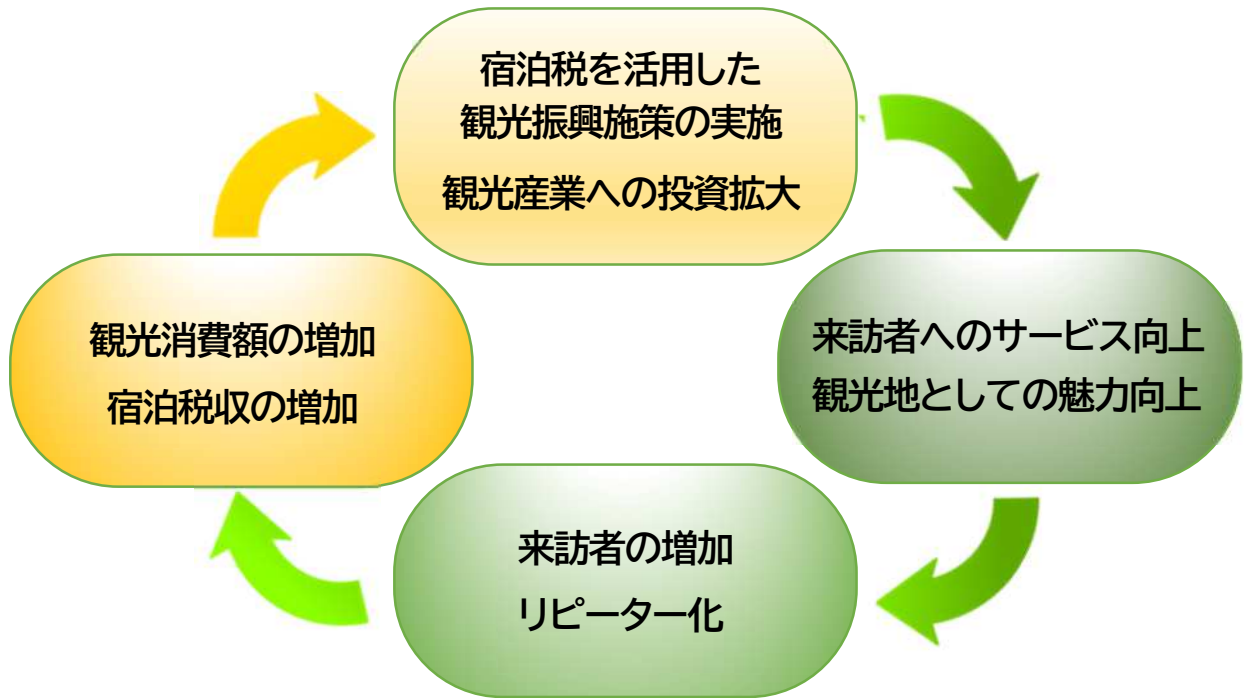


※ 上記【事業イメージ】については、検討中のものであり確定したものではありません。今後「第2次札幌市観光まちづくりプラン」の考え方を基に、宿泊・観光関連業界のご意見を伺いながら事業構築を検討していきます。

※ アドベンチャーツーリズム：自然の中でのアクティビティや異文化体験を通じて自分の内面が変わっていくような新たな旅のスタイル

※ DMO：Destination Management / Marketing Organization の略称。官民の幅広い連携によって観光地域づくりを推進する法人

【宿泊税による好循環サイクルのイメージ】

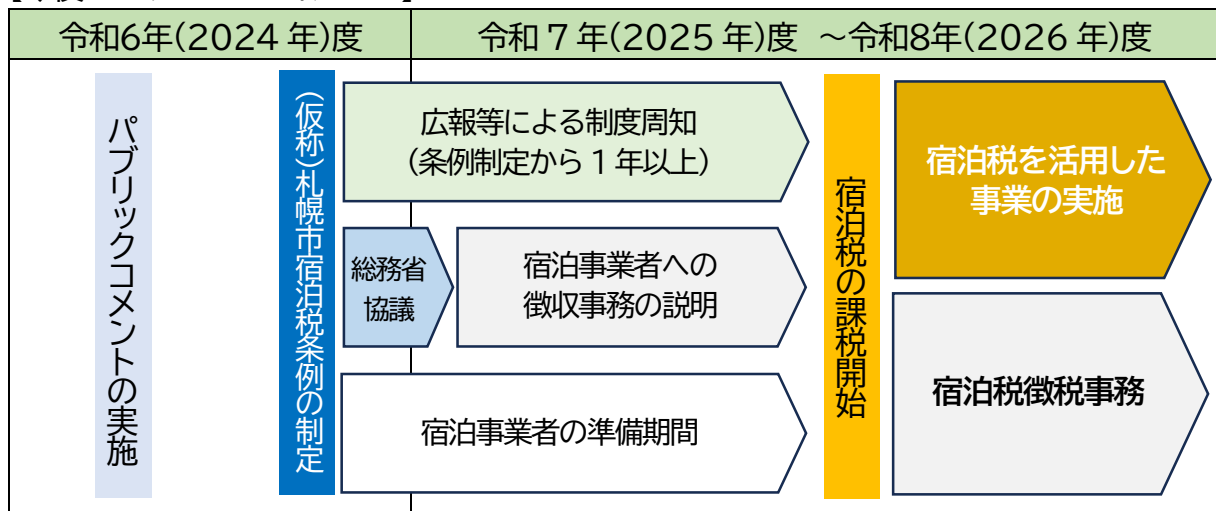


今後のスケジュール

年内に札幌市議会への条例案提出を予定しており、同議会において可決された場合には、総務省へ協議申請を行い、総務省同意後に条例を公布することとなります。

条例制定後に広報等による制度周知を行うほか、宿泊事業者の皆様へ徴収事務の説明などを行った後に課税を開始します。

【今後のスケジュールイメージ】



札幌市における「宿泊税の考え方」について  
ご意見記入シート

氏名		年齢	歳
住所			
意見	※どの項目に対するご意見か分かるように記載してください。		

切り取り線

※用紙が足りない場合は、別紙にご記入の上ご提出ください。(氏名、住所は必ず記載してください。)